

佐渡市町並み景観整備支援事業
【外観修復】事業対象・対象外 一覧

事業対象	
屋根 下屋庇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下地（垂木、野地板、下葺材、構造用合板、破風板、軒天等） ・ 板金（水切り、雨押え等） ・ 瓦葺替え（既存瓦の葺き直し工事も含む）
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下地（胴縁、間柱、木摺、小舞等） ・ 透湿防水シート ・ 板金（水切り等） ・ 外壁張替、塗装（下見板張、羽目板張、土壁、新建材等）
構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造耐力上必要な工事（小屋組、柱、斜材、土台等）
外構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 門、塀等の工作物 ・ 雨落ち整備、雨水浸透柵設置等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建具（アルミサッシ、木製建具等） ・ 雨戸（建築当初からある場合のみ対象）、雨樋 ・ コーキング ・ 基礎コンクリート、通気口（床下の湿気対策として必要な場合のみ対象） ・ 解体工事（修理に伴うもの）、廃材処理（修理に伴うもの） ・ 仮設工事（足場、養生等）
事業対象外	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道配管（宅外）、下水配管（宅外）、雨水配管（宅外）、浄化槽工事 ・ 申請手続き代行（東北電力等）、上下水道加入金 ・ 太陽光発電、エネファーム、ボイラー（電気、ガス、石油等）、冷暖房機（エアコン、蓄熱暖房機等）、テレビアンテナ ・ 断熱工事、防音工事（天井、壁等） ・ バルコニー、シャッター ・ 外構工事のうち、腐葉土の撤去や周辺植生の管理等 ・ 解体工事（修理以外）、廃材処理（修理以外） ・ 設計監理料、耐震診断料 	

※標準的なものを対象とするため、過剰な部分は差額を対象外とします。

※事業対象となっている工事項目であっても、協議の結果、歴史的建造物の保存・活用の趣旨から大きく外れると判断できる場合、対象外とさせていただきますので、ご了承ください。

上記以外については問合せ願います。